

ヴェトナム民族独立運動の展開：一九三〇年から四 一年まで

谷川, 栄彦
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/1543>

出版情報：法政研究. 33 (3/6), pp.425-466, 1967-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



ヴェトナム民族独立運動の展開

——一九三〇年から四一年まで——

谷 川 栄 彦

はじめに

本誌第三二卷二—六合併号（昭和四十一年三月発行）において、わたくしは『ヴェトナム民族革命における指導権の推移』と題し、一九二〇年代におけるヴェトナム民族運動の展開について述べた。そこでは、第一次世界大戦を契機に成長をみせ、ヴェトナム民族解放運動の指導権を手にした民族主義勢力が、植民地権力の峻烈な弾圧政策の前に敗退を余儀なくされる一方、しだいに力をつけた共産主義勢力が民族闘争の指導権を握るにいたる歴史的過程が検討された。

そこで本稿においては、その後を受けて、一九三〇年から一九四一年までの期間におけるヴェトナム民族運動の発展過程を明らかにしたい。この時期の運動は、つぎのような点に大きな特徴を見出すことができる。——第一に、民族運動の指導権を握った共産党は、極左偏向に陥り、ソヴィエト権力の樹立を試みたが、植民地権力によって無残に鎮圧され、党組織も完全に破壊された。第二に、その後四年足らずで立ち直りをみせた共産党は、増大するファシズムの脅威と世界戦争の危機に直面して、反ファシズム・反戦の立場から、インドシナの民主的改革を求める反帝人民

戦線運動を積極的に指導した。そして第三に、インドシナが日本の侵略をうけ、仏・日帝国主義の共同支配下におかれるに及んで、共産党はヴェトナム独立同盟（ヴェトナム戦線）を組織し、これら帝国主義に反対するための広範な民族統一戦線をつくりあげた。――

一 労農運動の発展とゲ・チン・ソヴィエト

一九二九年秋アメリカに端を発した経済恐慌は、またたくまに全資本主義世界を襲い、インドシナをも容赦なくまきこんだ。米、ゴム、石炭、スズなど農鉱産物の輸出に支えられたヴェトナム経済は、それら価格の暴落や輸出量の激減によって大打撃をうけた。一九三〇年四月、一〇キログラム当り一三・一〇ピアストルであったサイゴン一等米が、九月には一〇・六〇ピアストル、翌三一年三月には七・一〇ピアストル、そして三三年一月には三・二〇ピアストルにまで下落した。しかもその輸出高も、一九二八年の一七九万七千トンから一九三一年には九五万九千トンに減少している。ゴムは一九二九年に一キログラム当り二〇フランであったが、一九三一年にはわずか四フランに落ちた。一九二九年に一億三百万フランにのぼった石炭の輸出高も、一九三二年にはその半分の六千六百万フランとなった。

フランスおよび植民地政府は、ヴェトナムにおける仏資本や大地主を恐慌の被害から救うためあらゆる手段を尽した。たとえば、一九三〇年には「農村貸付」とか「収獲貸付」の名目で、植民地政府は千二百万ピアストルを米作者に貸与したが、そのうち一〇万ピアストルが「非財産家」にまわっただけで、その他は全部大地主の手に渡った。また、政府は予算予備費の中から大ゴム農園業者に対し多額の復興資金をあたえる一方、彼らに税金の減免措置をも講じてやった。しかも、一九三一年三月三十一日には法律を制定し、フランスに輸入されるゴムに税金をかけ、そ

の税収入をインドシナのゴム農園主の救済資金にあてた。^(三) 要するに、「政府は植民地や本国の納税者の犠牲において、資本家に本格的な援助をあたえたのである。」^(三)

仏資本や大地主が政府の手厚い保護をうけたのに対し、民族資本やその他人民大衆は保護をうけるどころか、むしろ政府の地主・仏資本優先策の犠牲となった。ひ弱な民族企業は恐慌の波にのまれ、あいついで倒産の憂目をみた。公私企業の従業員や労働者に対しては、餓首や賃金カットが容数なくおこなわれた。米価の下落によって、さなきだに苦しい農民や小作人の生活はいっそう悪化した。しかも、一九二九年から三三年にかけてヴェトナムは旱魃や洪水にあいついで見舞われ、民衆は天災と恐慌のダブル・パンチをうけた。彼らの生活は悲惨をきわめた。それにもかかわらず、植民地政権は、彼らに援助の手をさしのべなかったばかりか、恐慌による関税・通商税の減収や資本保護の支出増などにともなう財政難を補うため、重税政策をもって臨んだ。恐慌を契機に植民地支配に対する人民大衆の不満がいちだんと強まったのも、決して不思議ではない。

ヴェトナム共産党は、このような恐慌下の社会経済条件と、イエンバイ暴動後における民族主義勢力の敗退という政治状況を背景に、大衆の組織化や反仏闘争の指導を積極的におしすすめた。同党は比較的規模の大きい炭鉱やその他企業の中に、秘密組織としての「赤色労働組合」を結成した。赤色労働組は機関紙を出版し、労働者に対する宣伝・教育や幹部訓練をおこなった。そこでは、広範な労働同盟結成と反帝国主義・反対建闘争の必要性が強調された。海員組合も組織された。その組合は、他の労働組と同じ一般的任務のほかに、外国の労働運動と連繫をとることやヴェトナム留学生を各国に護送することなど特殊任務をも担った。^(四) さらに、農民組合や青年団、婦人会、学生団体、官吏互助会なども共産党の影響のもとに合法または非合法の形態で結成された。共産党は、有利な客観情勢と主体的努力のもとに急速な勢力の伸張をみせ、党創立（一九三〇年二月三日）から一年以内に、約一、五〇〇の党員のほかに、一

○万を超える同調者を擁するにいたったといわれる。^(五)

共産党は拡大する勢力を足場に、労働者の餓首反対・労働条件改善要求のストライキや農民の抗税デモを精力的に指導した。そのことがまた、党組織の拡大強化に役立ったことはいうまでもない。一九三〇年に九八件の労働者のストライキと四〇〇件の農民デモがおこり、翌三一年にも三一件の労働ストと一三五件の農民デモがあったが、その多くが共産党の直接間接の影響力のもとに行なわれた。^(六) それらのうちおもなものをあげると――

まず一九三〇年二月、フーリエン (Phu-rieng) フーリン (Phu-rieng) にあるベン・フラン (Michelien) ゴム会社の農園で、三、〇〇〇の労働者が赤旗を掲げてストライキの口火を切り、三月から四月にかけてナムディン (Tonkin) の織物工場で四、〇〇〇人、ベントイ (Ben-thuy) アンナン) のマッチ工場と製材所で四〇〇〇人の労働者がストライキに入^(七)った。五月一日には、共産党ゲアン省委員会の指導で、チュオンチ (Truong-thi) 鉄道整備工場とベントイ・マッチ工場の労働者が中心となって、ベントイにおいてインドシナ史上最初の「メイ・デー・デモ」をおこなった。それにはゲアン省フングエン (Hung-nguyen) 県の農民も多数参加した。デモ隊は、「賃金引上げ」、「八時間労働制の実施」、「減税」等々のスローガンを掲げた。イエンバイ暴動や共産主義勢力の急速な台頭、或いは労農運動の高揚に直面して、とくに「革命恐怖症」におちいっていたフランス本国政府や植民地当局は、デモに対してヒステリックな態度で臨み、軍隊を動員してその鎮圧に当った。デモ参加者のうち七名が射殺されたほか多くの傷害者を出した。^(八)

植民地権力の残酷な弾圧政策は人民大衆の激怒をさそい、「メイ・デー事件」を合図に、労働者や農民の運動はいちだんと高まりをみせた。各地の炭鉱や鉄道労働者が当局の弾圧政策に抗議し、賃上げ、労働時間の短縮などを要求してストライキにたちあがった。タイビン省のクアンハイ (Quang-hai) やハナム省のビンロンクでは農民が抗税デモを敢行し、コーチンナのシアディン、シヨロン、ミト、ビンロン、サデク、ベンテ等々の省においても農民が当地の

県庁におしかけ、減税を要求した。これら労農運動はあくまで非暴力的なものであったが、当局は武装警察隊をさしむけ、その弾圧に当たった。各地で衝突がおこった。農民の態度が硬化し、彼らの中には竹槍や農具を武器としてゲリラ隊を組み、武装警察隊に抗する者もあらわれた。彼らは地方官吏や村役場を襲い、借金証文や公文書を焼捨てた。植民地権力と人民との対立ははげしくなる一方で、一九三〇年夏ごろには深刻な事態となった。^(九)

このようなときに、ゲアン省（アンナン）のナムダン（Nam-dan）県やフングエンなどの農民約六、〇〇〇が隊伍を組んで、ヴィン（Vinh）市にある省庁に行き、減税要求の請願をおこなった。一九三〇年九月一三日のことである。農民たちは三年連続の不作に見舞われたうえに、恐慌と増税に痛めつけられていた。^(一〇)ところがそこでもまた、植民地政府は有無を言わず鎮圧の挙に出て、空軍をもってデモ隊に機銃掃射や爆撃をあびせかけ、陸軍と警察隊をさしむけて非武装の群衆を包囲、攻撃した。二、三百人が殺され、数百人が傷ついた。植民地権力の野蠻きわまりない行為は、ヴェトナム人民を屈服させるどころか、かえって彼らの反抗・闘争心といやがうえにもかきたてた。しかも、ゲアン省やその隣のハチン省には、昔から強烈な反仏闘争の伝統があった。両省の農民は共産党の指導とベントイその他地域の労働者の支持のもとに武装蜂起を行ない、ナムダン、タンチュオン（Thang-chuong）、フオンソン（Huong-son）等の県を占拠し、当地の権力機関を解体してソヴィエト政権を樹立した。この人民政権は、ヴェトナム史上、「ゲアン・ソヴィエト」、或いはゲアン・ハチン両省の文字を略して組みあわせ、「ゲ・チン・ソヴィエト」と呼ばれている。ソヴィエト政権は地主の土地・財産を没収し、貧農に分配した。^(一一)共産党は、このような革命状況の高揚したさなかの一九三〇年一〇月、ホンコンにおいて第一回党中央委員会を開いた。^(一二)そのおもな目的は、コミンテルンの指令を実行し、高まった革命運動の指導を全国的に強化する点にあった。コミンテルンは、先のヴェトナム共産党統一会議（一九三〇年一月六日）の報告資料を検討した後、同党へ指令の書

簡を送り、ヴェトナム革命の路線や任務について若干補足・修正の必要を勧告するとともに、インドシナ共産党への党名変更問題についても意見を出していた。^(二三) ヴェトナム共産党第一回中央委員会は、コミンテルンの意見にもとづき、「ヴェトナム、カンボジア、ラオスのプロレタリアートは、言語・習慣・人種の違いにもかかわらず、政治・経済的に密接な関係にある」という理由で、党名を「インドシナ共産党」(Dong Duong Cong San Dang)に変更することを決議した。また、その委員会では、同党書記長チャン・フウ(Tran Phu)の起草した「ブルジョア民主主義革命に関するテーゼ」(路して「政治綱領」)が採択された。その綱領の要点は以下のとおりである。^(二四)

——植民地としてのインドシナは経済上帝国主義に従属し、独立した発展をとげることはできない。一方には労働者・農民その他勤労者と、他方では帝国主義・封建勢力・資産階級とのあいだの階級矛盾が日増しに尖鋭化している。したがって、この特徴から、インドシナ革命の性格は「ブルジョア民主主義革命」である。革命の任務は、封建遺制を一掃し、土地を農民に分配し、フランス帝国主義を倒し、インドシナの完全独立を達成することにある。帝国主義を打倒してのみ封建制度を破壊することができ、封建制度を払拭してこそ帝国主義を倒すこともできる。

——革命の主要な推進力は労働者と農民である。インドシナ革命の勝利を保障するおもな条件は、正確な政治路線、規律、大衆との密接な連繋をもち、しかも革命闘争の中で成長してきた共産党を保持することである。

——民族の独立と土地の農民への分配を達成するためには、「労農ソヴィエト政権」を樹立しなければならない。権力を奪取した後は、すでにプロレタリア革命を成功させた国々におけるプロレタリア政権の援助を得て、インドシナは資本主義の発展段階を経ずして直接社会主義へ進むであろう。——

以上が一九三〇年一〇月の政治綱領の基本的内容であり、それは一九三〇年一月の簡略綱領をいっそう充実させたものといえることができる。その政治綱領は、ヴェトナムにおける「最初の、相当全面的な反帝反封建革命の綱領」^(二六)で

あって、ヴェトナムの労働者階級や人民に対し、ブルジョア民主革命の総路線を示したところに歴史的意義をもっていた。

さらに、中央委員会は、当面の情勢と党の任務について大略つぎのような決定を行なった。すなわち、世界経済恐慌下でヴェトナム人民は苦痛のどん底におちいており、大衆の反帝反封建闘争は広く、深く発展しているばかりでなく、日増しに「民族主義」の影響から離れて共産党の影響下に入りつつある。党の当面の政治的任務は、大衆を指導して、白色テロ・徴税・小作料・低賃金・欺瞞的改良主義・帝国主義戦争および党内の冒険主義等に反対し、ソ同盟を擁護することにある、というのであった。^(二七)

では、インドシナ共産党の中委員会や地方組織は、ゲ・チン・ソヴィエトに対しどのような指導を行なったであろうか？

植民地権力はゲアンとハチンの両者に大部隊を投じてソヴィエト政権の制圧作戦を展開する一方、共産党と人民大衆との間を裂くため、朝廷や土着官吏、長老、カソリック教徒などを利用して大規模な反共キャンペーンをくり広げた。これはゲ・チン・ソヴィエト政権にとって困難な事態を意味していたが、さらにその政権に大打撃をあたえたのは、当地方を襲った大飢饉である。民衆は飢餓に瀕し、彼らの闘争心がしだいに低下していったからである。共産党ゲアン省委員会は、一方では白色テロに反対する運動や反革命分子を討する運動を進め、他方では貧農をして富裕な農家から食糧を借らせるなどして飢餓対策を指導した。しかし、人民運動をさらに困難な状態におとし入れたのは、^(二八)『すべての知識分子・地主・長老を根絶せよ』という、誤ったスローガンを掲げた中部ヴェトナム（アンナン）地方委員会の指導であった。それは、反帝民族統一戦線政策に関する理解の欠如を反映しており、いたずらに敵を多くし、みずから孤立化する結果を招いた。

これに対し、共産党中央委員会は、全国的規模において、白色テロ反対・ソヴィエト支持の運動を展開すると同時に、ソヴィエト指導部に対し、党や赤色農民組合内部における階級的肅正の問題や、武装自衛組織の問題について指示をあたえた。中央委はその中で、貧農の強化や中農との同盟の必要性を強調し、さらに富農を赤色農民組合に加入させない原則を支持した。しかしその反面、中央委は、赤色農民組合に参加している富農を直ちに組合から追放してしまうことの誤りを説き、説得による彼らの自発的脱会の必要性を強調した。『ヴェトナム労働党闘争三十年史』によると、こうした「中央委員会の指示はゲ・チン党委員会の誤りを正し、ブルジョア民主革命における農村地帯での党の正しい階級路線を反映していた。^(二九)」しかし、党中央委の指導にも、ゲ・チン人民運動を広範な社会的基礎をもつ反帝民族統一戦線に発展させるという積極的意欲が全体的に欠けていた。これでは、強大な植民地権力にたちむかい、民族独立を獲ちとることは困難であった。しかも、ソヴィエトは局地的に樹立されただけで全国的には発展しなかった。植民地政権は力を集中して鎮圧に当ることができた。こうして、ゲ・チン・ソヴィエトは約三ヶ月間で崩壊してしまった。

ゲ・チン・ソヴィエトは短命に終わったが、ヴェトナムの革命勢力、とくに共産党に対するその意義は大きかった。共産党はそれによって鍛えられ、人民の革命的力をつかむうえに貴重な経験を積んだ。しかしその反面、人民大衆と共産党は狂気のように吹き荒れた「白色テロ」の嵐のために大打撃をうけた。一九三〇年だけでも二、九六三人が逮捕され、そのうち八三人が死刑、五四六人が無期徴後、七九五人が有期刑にそれぞれ処せられた。さらに、一九三一年一月から四月までの間に一、四一九人が逮捕され、一九三二年には政治犯の数は一万人に達した。ハイフォン、ヴィン、サイゴンの各刑務所やポロ・コンドル島その他の収容所はこれら政治犯でいっぱいとなった。^(三〇)共産党も、全中央委員をはじめ多数の党員をあいっいで失い、一九三一年末までには壊滅状態におちいってしまった。ホー・チ・ミ

ンも一九三一年六月六日、ホンコンにおいて、仏当局の意をうけた英当局の手によって逮捕された。

- (一) Paul Isoart, *Le Phénomène National Vietnamien : De l'Indépendance Unitaire à l'Indépendance Fracsi-*
onnée, Paris, 1961, pp.280-81.
- (二) Jean Chesneaux, *Contribution à l'Histoire de la Nation Vietnamienne*, Paris, 1955, pp.208-9. Henri La-
noue, *«The Structure of Indo-China», Science and Society*, Vol. XV, No.1, Winter 1950-51, p.5.
- (三) Chesneaux, *op. cit.*, p.208.
- (四) [越南] 范鴻著、任嘯・韓蘭定訳「胜利的越南工人階級」、北京、一九六一年、三頁。
- (五) Ellen J. Hammer, *The Struggle for Indochina*, Stanford, 1954, p.82. また、Ho Van Tao, *Le Mystérieux Ho*
Chi Minh, Paris, 1953, p.30 によれば、当時ヴェトナム共産党は二、四〇〇人の黨員と六、〇〇〇人の労組員、六万人の
農民組合員を擁し、農民に対する同党の実際の影響力はその数字よりもはるかに大きかった、といわれる。なお、ヴェトナ
ム共産党の成立過程については拙稿「ヴェトナム民族革命における指導権の推移」(「法政研究」、第三十二卷第二一六合
併号、昭和四一年三月刊) 参照。
- (六) *Vietnamese Workers' Party, Thirty Years of Struggle of the Party*, Book One, Hanoi, 1960, p.32. この「ヴ
ェトナム労働党」は一九五一年に樹立されたが、その前身がヴェトナム共産党である。
- (七) ストライキ参加者の人数は資料によって異なるが、ここでは *Vietnamese Workers' Party*, *op. cit.*, p.32 に拠った。
- (八) 范鴻、前掲中国語版「四頁」。J. Berlioz, *«The Revolution Indo-China Spreading», International Press Correspondence*,
Vol. 10, No.28, June 12, 1930, p.508.
- (九) Berlioz, *op. cit.*, p.508. Chesneaux, *op. cit.*, pp.213-14.
- (一〇) Andree Viollis, *Indochine S.O.S.*, 1949, p.92ss.
- (一一) 范鴻、前掲中国語版「四頁」。*Vietnamese Workers' Party*, *op. cit.*, p.33. Chesneaux, *op. cit.*, p.214.
- (一二) *Vietnamese Workers' Party*, *op. cit.* には中央会議開催の場所は明らかにされていないが、左記の文献による

と、ホノロンで開かれた。すなわち、Vietnamese Workers' Party, President Ho Chi Minh, Hanoi, 1960?, p.66.

(一三) Vietnamese Workers' Party, Thirty Years of Struggle of the Party, op. cit., p.25.

(一四) Ibid., p.27.

(一五) Ibid., pp.26-27.なお、同書中国版、越南労働党三十年来的闘争、第一冊、一七頁と比較参照。

(一六) Ibid., p.27.

(一七) Ibid.

(一八) Ibid., pp.34-35.

(一九) Ibid., p.35.

(二〇) Chesneaux, op. cit., p.215. Hammer, op. cit., pp.85-86.

二 共産党の再建闘争

イエンバイ暴動とそれにつづいたゲ・チン・ソヴィエト運動は、植民地権力の容赦ない弾圧のまえに無残にといえ去ったが、こうした革命闘争がフランスの政府・世論に大きな衝撃をあたえたことはうたがいない。政府がフランス留学中のバオ・ダイ(Bao Dai)帝を帰国させ、彼を利用してヴェトナム人民の不満をそらそうとはかったのもそのためである。この若い皇帝は一〇年間の帯仏生活を終えて、一九三二年九月八日ヴェトナムに帰って来た。彼も他の同胞留学生と同様、祖国の近代化に熱意を燃やし、帰国二日後には早くも政令を發布して、人民の福祉の向上や立憲君主制度の樹立、官僚・司法制度の改革等に対する意図を明らかにした。そして一九三三年五月、ユエ朝廷の機構改革に着手し、みづから国政にたずさわることを宣言するとともに、彼の片腕として新進気鋭の官吏ゴ・シン・ジエム(Ngo Dinh Diem)を起用して内相および機構改革委員に任命した。バオ・ダイのこのような政策は改良主義者の

支持をうけた。彼らは、革命的民族主義や共産主義の勢力が後退した状況を利用して民族運動のイニシアティブをとり、ヴェトナムの改革や自治権の獲得をフランスに認めさせようと望んでいた。しかし、フランスがバオ・ダイに期待したものは、ヴェトナム人民に対する進歩・改革のジェスチャーだけであって、その実行ではなかった。植民地政権は、御用政治家に成り下がった改良主義者ファン・キンや仏人高級官僚をバオ・ダイの側近に配置し、彼の行動をけん制した。バオ・ダイとゴ・ジン・ジエムは約四カ月間改革への努力を試みたが、結局その意欲を放棄してしまった。^(二) 狭量なフランス植民地主義は、バオ・ダイに託したヴェトナム改良主義者のささやかな願いさえ容認しようとはしなかったのである。

改良主義の失敗は、民衆をその影響から引離すという意味で共産党の再建にとって好都合であったが、それに加うるに、経済恐慌の深刻化にともなう人民の不満の増大や、一九三〇年の革命運動において投獄されていた政治犯が一九三三年までに多数釈放されたこともまた、党再建の有利な条件となった。受刑者の中には、獄中で共産主義者の「洗脳」をうけ、いっそう革命的となって出獄した者も多かった。^(三)

共産党は組織の再建にあたり、同党の民族民主革命の綱領を再確認する一方、武力闘争から合法・非合法手段による日常闘争へと戦術転換をおこなった。一九三二年の同党行動綱領によると、つぎのような直接目標が掲げられた。

(1) 勤労人民のための民主的自由（集会・結社・言論・運動・進歩の自由）を要求すること。(2) 政治犯に対するテロや報復政策に抗議し、弾圧や死刑の即時徹廃、特別裁判所・軍事法廷の廃止等を要求すること。(3) 塩やアヘン、酒の独占の廃止を要求すること。^(四)——こうした戦術転換の背景には、武装蜂起の惨敗に対する自己批判や、同党の極左偏向に対するコミンテルンやフランス共産党からの批判があった。

インドシナ共産党の再建活動は、まずコーチシナにおいて活発に始められた。これは、出版の自由が他の地域より

も認められ、情宣活動も比較的容易であったこと、当時ソ連から帰国したばかりの指導者に恵まれたことなどによる。そこでは、一九三二年一〇月ソ連留学から帰ったチャン・ヴァン・ジャウ (Tran Van Giau) が再建運動のイニシアティブを握った。彼らは、一九三三年初めサイゴンに地方委員会を樹立し、機関紙『赤旗』(Co Do)や理論誌『共産主義評論』(Tap Chi Cong San)を発行して宣伝活動を進めた。彼らはまた、反帝国主義同盟コーチナ支部や各種互助会(例えば冠婚葬祭、収獲、家屋改築などの互助会)、スポーツ団体、読書会などを組織して、党勢拡張に利用した。^(五) 党の影響力は、コーチシナの労働者や農民、小ブルジョア層の間にしだいに滲透していった。アンナンでも、一九三三年初めごろから、互助会やスポーツ団体をとって党の組織づくりがはじめられた。

しかしながら、一九三四年までは共産党の勢力は一般に弱体で、地域差がめだった。このことは、一九三三年四月タイのバンマイ (Ban-mai) フォス国境沿い) において党再建会議が開かれたとき、トンキン代表は一人も参加していなかった事情からでもうかがえる。^(六) このような組織上の弱さは、コーチシナにおいては、共産党とトロツキスト・グループの統一戦線をもたす要因となった。トロツキストの最初の組織は、共産党の壊滅を足場として、一九三一年五月西部コーチシナにおいて結成された。翌三二年には、フランス留学中に仏トロツキストの影響を受けたヴェトナム青年が帰国して、トロツキストの勢力はにわかに強くなった。彼らがレオン・トロツキー (Leon Trotsky) の思想・政治理論を信奉し、スターリンをはじめコミンテルンやインドシナ共産党の政策に対し根本的に批判的であったことはいうまでもないが、ことにインドシナ共産党に対しては、党員に非プロレタリア的要素、つまり農民や小ブルジョアが混っている点に対し鋭い批判を加えた。しかしそれにもかかわらず、反植民地闘争における共産党との共闘問題をめぐって、トロツキストの陣営は二派に分れた。タ・チュウ・チャウ (Ta Thu Chau) を中心とする一派は、トロツキーがナチスに反対するためドイツの社会民主主義者と共産主義者(トロツキストも含めて)の統一戦

線を結成すべきことを提唱した点を、ヴェトナムにおける反植民地闘争に適用し、共産党との統一戦線を主張した。彼らはその機関紙名に因んで「闘争派」(Nhom Tranh Dan)と呼ばれた。これに対し、ホー・フウ・チュオン(Ho Huu Tuong)に指導されたグループは、共産党との共闘に反対し、彼らの機関紙名から「十月派」(Nhom Thang Muoi)とよばれた。^(七)

他方、チャン・ヴァン・ジャウを先頭とするコーチシナの共産党指導部は、トロッキストや革命的民族主義者をも含めた統一戦線戦術を打出し、それによる組織の強化と闘争の発展をはかろうとした。党指導部によれば、トロッキストも革命的であり、植民地権力の弾圧の対象となっており、反植民地闘争の一翼を担いえる、というのであった。こうして、一九三三年五月のサイゴン市議会選挙を機会に、共産党とトロッキスト「闘争派」との間に統一戦線が結ばれた。これは他国に類をみない特異な現象であって、コミンテルンや仏共産党からの批判の対象となったことは想像に難くない。この点について、『ヴェトナム労働党闘争三十年史』は後につぎのように批判している——「或る同志達は原則を欠ぎ、トロッキストと提携した。後者は南ヴェトナムの大衆に影響を与え、多くのわが同調者を奪いとうとしてこの協力関係を利用した。しかもこの協調は大衆の間に混乱を生んだ。彼らはトロッキストのサボタージュや革命的性格を見失い、またトロッキストと共産主義者の区別、真理と誤謬の区別をつけることができなかった。^(八)」しかし、統一戦線のもとに、コーチシナの共産主義者とトロッキストが、サイゴン市議会選挙闘争をはじめその他合法・非合法手段によって植民地権力にたちむかったことはたしかである。

サイゴン市議会選挙においては、彼らは、「労働者リスト」の中の八名の候補者を推し、選挙綱領として、民主的自由(ストライキ・結社・投票等の権利)や労働者のための福祉政策(減税、住宅供与、リクリエーション施設等々)の実施を掲げた。また、サイゴン居住の進歩的仏人を法的責任者として、統一戦線の機関紙『闘争』(La Lutte)

を発行し、積極的な選挙キャンペーンを展開した。同紙は、ヴェトナム人が「ボルテールの言葉」ではなくヴェトナム語を話す権利をもっているとして、「労働者リスト」の中のフランス語を話せない候補者を援護する一方、すでに植民地政府の手先になり下っていた立憲党の候補者に対してはきびしい批判をあびせた。選挙の結果は、植民地政庁をはじめ大方の予想を裏ぎるものとなった。「労働者リスト」の一、二位にランクされていた候補者、つまりジャーナリスト（共産系）のグエン・ヴァン・タオ（Nguyen Van Tao）と教授職（トロツキスト系）のチャン・ヴァン・チャ（Tran Van Thach）の二人が当選したからである。米国のヴェトナム共産主義研究家ミルトン・ザックス（Milton Sacks）氏によれば、「これら二人の候補者の成功は、彼らの選挙綱領がサイゴンの多数の中間階級下層投票者の支持をうけたことによるが、さらに地下の革命運動が真に人気を集めていたことの結果にほかならなかった」のである。^(九)

しかしながら、『闘争』紙の手入れをおこなった政庁は、グエンやチャンらの選挙運動は「不法」であったと言いがかりをつけ、彼らの当選を無効にしてしまった。統一戦線側においても、これを機会に非合法闘争の重要性が反省され、しばらくのあいだ『闘争』紙による合法運動は姿を消した。しかし一九三四年一〇月『闘争』は復刊され、再びその鋭い主張をみせた。同紙の編集者は、知識分子や労働者の階級的自覚を高め、植民地政権による少しばかりの改革に甘んじようとする安易な政治的態度を打破するため、とくに立憲党に対し批判の鋒先を向けた。彼らはまた、多くの仏人がヴェトナム人民を軽蔑して用いてきたきまり文句——ヴェトナム人は「ずるい」とか「軽簿」、団結能力がない」等々の言葉——に対してもきびしい反論を加えた。さらに『闘争』紙は、政治犯の釈放や普通選挙にもとづく立法機関の設立、一般教育の実施、公共計画の樹立等を要求してキャンペーンを張った。同紙は仏語紙であって（ヴェトナム語では合法性が認められなかったので）、言葉のハンディがあったにもかかわらず、その民主的・反植民地的

主張によって多くの支持者を得た。⁽¹⁰⁾

このような情勢をふまえて、インドシナ共産党は、一九三五年三月二七日から三一日まで、マカオにおいて第一回党大会を開いた。その大会には、コーチシナ、アンナンの代表はもちろん、一九三三年の党再建会議のときまでは参加できなかったトンキン代表、それにラオスの代表も出席した。このことは、共産党がヴェトナム全体において組織の再建に成功したことを物語っていた。大会はレ・ホン・フォン (Le Hong Phong)、フン・チ・キエン (Phung-Chi Kien) から九人から成る党中央執行委員会を選出した。中央委員会の所在地をサイゴンへ移すことも決められた。さらに、大会はつぎのような行動綱領を採択した。⁽¹¹⁾

- (1) 各企業、農園、交通機関、敵軍隊の中に党員をふやし、また党の指導的機関におけるエリート党員や幹部候補者の数をふやすことによって、党の力を強め、党の発展をはかること。
 - (2) 広範な大衆を味方にひきつけること。とくに少数民族、婦人層、敵軍内のヴェトナム人兵士、外国人居住者等に注意を払うこと。「共産主義青年同盟」、「赤色労働組合」、「赤色農民組合」、「赤色救援・自衛隊」などを組織し、強化すること。
 - (3) 「反帝国主義統一戦線」を樹立すること。そして、すべての合法・半合法的方法を利用して活動すること。
- 「反帝国主義戦争に反対してたたかい、ソ同盟・中華ソヴィエトを支持すること。しかも、これら問題はインドシナ人民の権利や利益と無関係ではないことを人民に理解させること。」

こうした決議は、党中央委員会の結成とあいまって党員に自信と統一をもたらし、彼らの反帝闘争をさらに発展させる条件となった。しかし他面では、『ヴェトナム労働党闘争三十年史』が自認しているように、「この大会の欠点は、全世界に対するファシズムの危険、世界平和を守るべき緊急任務、ファシズム・戦争・植民地反動に反対する闘争、民主的自由の要求、生活の改善などに対して明確な分析を欠いていたことである。」⁽¹²⁾ 実際、世界経済恐慌を機会

説 論

にドイツ、イタリー、日本を中心とした国際ファシズムの脅威と世界戦争の危険は日増しに募り、反ファシズム・反戦運動は世界人民の緊急・重要課題となりつつあった。しかしながら、インドシナ共産党がこうした世界情勢に適切に対処し、新しい政策を打ち出すには、コミンテルン第七回大会と、それ以後におけるヴェトナム内外情勢の発展を待たねばならなかった。

- (一) Philippe Devillers, *Histoire du Viet-Nam de 1940-1952*, Paris, 1952, pp.61-63. Hammer, op. cit., pp.86-87.
- (二) Virginia Thompson & Richard Adloff, *The Left Wing in Southeast Asia*, New York, 1950, p.26. Hammer, op. cit., p.90.
- (三) Vietnamese Workers' Party, *Thirty Years of Struggle of the Party*, op. cit., p.41.
- (四) 詳しいことは不明であるが、例えばつぎを参照——I. Milton Sacks, *Marxism in Viet Nam* (in Frank N. Trager, ed., *Marxism in Southeast Asia: A Study of Four Countries*, Stanford, 1959, p.127.)
- (五) Le Thanh Khoi, *Le Vie-Nam: Histoire et Civilisation*, Paris, 1955, p.446. Trager, ed., op. cit., p.133.
- (六) Trager, ed., op. cit., p.133.
- (七) Ibid., pp.127-30.
- (八) Vietnamese Workers' Party, op. cit., p.45.
- (九) Trager, ed., op. cit., p.134.
- (一〇) Ibid., pp.138-39.
- (一一) Vietnamese Workers' Party, op. cit., pp.46-47.
- (一二) Ibid., p.47.

三 反帝人民戦線と民主改革運動

コミンテルン第七回大会は、一九三五年七月二五日から八月二〇日までモスクウにおいて開かれた。そこでは、反ファッショ人民戦線に関するディミトロフ（Georgi Dimitrov）の報告がおこなわれ、大略つぎのような決議がなされた。(1)世界人民にとってもっとも危険で直接的な敵は、帝国主義一般ではなく、ファッショ的帝国主義者であること。(2)国際労働者階級の任務は、ファシズムと戦争に反対してたたかうため、他の人民階層とともに広範な統一戦線を樹立すべきこと。⁽¹⁾——この決議は国際共産主義運動における画期的な政策転換を意味していた。それは世界の反ファッショ・反戦運動を促進する重要な要素となった。一九三六年二月スペインにおいて人民戦線が総選挙に勝利したのを初めとして、フランスでも同年五月の総選挙において人民戦線が勝利した。その戦線は共産党を含む左派、中道派の連合戦線であった。人民戦線の勝利の結果、同年六月レオン・ブルム（Léon Blum）を首班とする内閣が成立し、社会党、急進社会党、共和社会党の代表が入閣した。共産党は、政府による人民戦線綱領の実行を条件として、政府を支持することを約束した。⁽²⁾

ブルム政府はインドシナに対し、従来の政府より若干前向きの姿勢で臨んだ。それは、政府の人民戦線性格とともに、インドシナにおける人民運動の高揚（後述）を背景としていた。ブルム政府は、弾圧政治によってインドシナ人民に蛇蝎の如く嫌われていたルネ・ロバン（René Robin）総督を更迭して、ジュール・ブレイエ（Jules Brévié）を新総督に任命した。そして、人民に若干の市民的自由を認めるとともに、労働日の短縮・有給休暇の制定など労働条件の改善に関する法的措置を講じた。政治犯の大赦令も発布され、一九三六年秋から冬にかけて約一、三〇〇人の政治犯が釈放された。その中には、チュオン・チン（Truong Chinh 現ヴェトナム労働党中央政治局委員）、ホアン・クオク・ヴィエト（Hoang Quoc Viet 現ヴェトナム総工会主席）ら共産党幹部も含まれていた。⁽³⁾こうした内外の情勢が共産党や民族解放運動の発展に有利に作用したことはいうまでもない。

しかしながら、インドシナ共産党はコミンテルンの人民戦線政策をただちにうけ入れたわけではなかった。一九三六年五月までは、同党はその第一回大会綱領を固執して「分派政策」をとり、「人民戦線結成の条件として、他の組織や政党に対し、帝国主義の直接的打倒や土地革命等のための闘争を要求しつづけてきた。インドシナの共産主義者は、人民戦線がすべての人民を統一すべきことや、その人民がすべての政党にとって共通の直接的要求をもっていることを忘れていた。^(四)」しかし、フランスにおける人民戦線の勝利は、インドシナ共産党をして政策転換にふみ切らせた。同党は一九三六年七月中央委員会会議を開き、「分派的誤謬」を改め、コミンテルン第七回大会の決定をうけ入れたのであった。

その会議では、△フランス帝国主義の打倒▽や△地主からの土地没収とその土地の農民への分配▽のスローガンを一時的に取り上げ、その代り広範な「反帝国主義人民戦線」（後に「インドシナ民主統一戦線」と改名）を樹立することが決定された。それによれば、反帝人民戦線は、インドシナにおけるすべての階級、政党、宗教団体、民族を含み、基本的民主的権利（集会・結社・言論・出版・運動・海外旅行の自由、政治犯の全面的釈放、一日八時間労働、労働者のための労働法、植民地評議機関の拡大など）のため一致団結して闘う、というのであった。会議では、反帝人民戦線に広範な大衆的基礎をあたえるため大衆組織の形態を合法・半合法的なものに変えることや、合法・半合法的手段を十分利用して大衆教育をおこない、強力な民主々義運動を發展させることが強調された。しかもその会議においては、非合法活動にのみ注意をむけ、合法活動に反対し、ただ労農大衆のことのみを考え、革命的民族政党や改良的民族政党と広範に協調しようとしないう極左理論に対し批判が加えられた。しかしながら、このことは、共産党が非合法闘争を放棄したことを意味しなかった。そこではむしろ共産党が自分自身の非合法組織を強化し、非合法活動を進むべきこと、大衆組織の中での新黨員の入党について十分注意すべきことなどがきびしく指摘されたのである。

会議はまた、「右翼偏向」——反帝・反封建の革命目標にもとづいて党員を教育しないこと、階級的立場の放棄、ブルジョアジーに対する労働者の闘争や地主に対する農民の闘争を妨げることなど——に対しても警戒心をむけた。^(五)この中央委員会会議は重要な歴史的意義をもつものであった。『ヴェトナム労働党闘争三十年史』はつぎのように評価している。

「一九三六年七月に開かれた中央委員会会議は、重要な意義をもった。それはヴェトナム革命の発展に一つの新しい時期を開いた。その正しい決議は第一回党大会の決議を修正した。この中央委員会以後、わが党は柔軟な戦略戦術を用いるようになった。つまり、わが党は植民地反動に反対して一時的に協同してたたかうため、いかに小さく動揺的であっても、広く同盟者を引きつけるよう努め、またすべての合法・半合法的手段を利用して宣伝をおこない、大衆を教育し、彼らを闘争に参加させた。もし一九三〇—三一年の蜂起のときにわが党が労働者と農民にのみ注意を傾けていたとすれば、今や党は戦線を樹立するため、基本的革命勢力である労働者・農民に加うるに、広範な連合勢力をも引きつけるようになった。もし一九三〇—三一年の蜂起において闘争の非合法形式のみが利用されたとすれば、今やわが党は合法・非合法的闘争方式を活用し、合法非合法活動を組合せるようになった。このことは、わが党が一步前進したことを示していた」^(六)

インドシナ共産党は、中央委員会議の決定にしたがい、大衆に対する宣伝・組織活動を積極的に進めた。民衆の間では、フランス人民戦線内閣の成立やインドシナ総督の更迭などによって意気があがり、「人民戦線」(Mat Tran Binh Dan) という言葉は彼らの流行語とさえなっていた。大衆運動は、共産党の指導のもとに力強い発展をみせた。とりわけそれは、市民的自由の比較的認められていたコーチシナにおいて顕著であった。一九三六年八月一三日サイゴンで大衆集会が開かれたが、それには約一、〇〇〇人の人々が参加した。これは、広範な階層の人々を集めて合法的に組織された、インドシナ最初の政治集会であった。そこでは、「インドシナ大会」(Dong Duong Dai Hoi)を組織するための委員会が組織された。それは一八人の委員で構成され、その中には労働者、農民、婦人の各代表も含

まれた。インドシナ大会は、フランス人民戦線政府によってインドシナに派遣されることになっていた本国調査委員会に対し、人民の民主的要求を請願することを目的とした合法的統一戦線運動であった。この運動を促進するため、コーチシナを皮切りにインドシナ各地に活動委員会 (Comités de Action) がつくられた。それはコーチシナだけでも約六〇〇を数えた。^(七) アンナンやトンキンにおいては、コーチシナほどの市民的自由は許されていなかったが、それでも民衆運動は盛りあがりを見せた。ユエでは一九三六年九月二〇日、人民の民主的権利を要求して、各社会層の代表約千人が集って大会を開いた。彼らは二六名から成る暫定委員会を選出し、政治、経済、社会、労働、農民等一〇の小委員会を設置した。トンキンにおいてもユエと同種の運動がおこり、それには勤労者のみならず民族ブルジョア^(八) シーも加わった。

こうした反帝人民戦線・民主改革運動の発展に対し、インドシナのフランス資本や官吏、牧師など白人勢力は不満や恐怖心を抱いた。彼らにとっては、「人民戦線よりヒットラーの方がまだまし」^(九) であった。彼らは植民地人民に対する少しの譲歩も認めず、本国の人民戦線やブレヴィエ総督の自由主義的政策に反対した。ことに植民地官吏は、強大な権力の故に「小君子」と呼ばれ、自分の意に添わないような本国政府の指令については必ずしも忠実に守ろうとせず、むしろその反対の行動さえとった。彼らは、インドシナで反帝人民戦線運動がおこると直ちに、それをつぶやすのに躍起となった。民衆がインドシナ大会について議論したり、その運動に参加することを禁示した布告を出し、或る省ではその取締りのため軍隊まで動員された。しかも、省知事や理事官の中には、人民に対する彼らの不当な逮捕・投獄を正当化するため、あたかもインドシナ全土に反乱状態が起ったかの如き^(一〇) ショッキングな偽りの報告を本国に送る者さえあった。

しかし、それにもかかわらず反帝人民戦線運動は、共産党の積極的指導や民衆の旺盛な闘争心に支えられ、植民地

主義者の抑圧や妨害をのり越えて進んだ。その運動の発展に刺激されて、労働運動もまた空前の高まりをみせた。一九三六年八月一日から二月三〇日までの間に、インドシナ全体で七六件のストライキが発生した。そのうち五二件がコーチシナ、一八件がトンキン、五件がアンナン、一件がカンボジアでそれぞれ起ったが、その中でもとくに重要なものは、サイゴン兵器廠（一、一五〇人）、コーチシナの鉄道（一、四〇〇人）、トンキン炭鉱（約二万人）におけるストライキであった。これらはインドシナの労働運動にとって新しい特徴をみせた。すなわち、(1)すべてのストライキがよく組織され、中央指導やストライキ委員会をもった。(2)労働者は紀律を守り、静粛に行動した。(3)以前には労働者はいろいろな要求を併列的に掲げて本質的要求にマトをしぼることができなかったが、今回は二つの基本的要求（賃金引上げと労働時間短縮）に重点をおいて闘った。(4)ストライカーは初めて雇主と対等の立場で交渉することができた。それまではストライキの指導者は「謀反の首謀者」として警察に逮捕されるのが常であった。(5)ストライキは国際的性格をみせ、土着労働者のみならずカンボジアやトンキンの華僑労働者、或いは仏人船員もそれに参加した。このようなストライキ運動がインドシナの労働者に対し彼らの力を自覚させるのに役立ったことは想像に難くない。運動は統一され、強力であったので、ほとんどのストライキが勝利に終わった。賃上げと労働時間短縮が闘いとられた。しかしながら、その運動にも力の限界があった。ストライキの目標の一つであった労働組合結成の権利を獲得するまでにはいたらなかった。^(二)

インドシナ共産党はこのような労働運動や人民戦線運動の発展をふまえて、一九三七年三月中央委員会会議を開き、大体つぎのような決定をおこなった。すなわち、(1)あらゆる状況を利用して合法、非合法の形態で大衆を組織すること。(2)人民戦線がいまだ樹立されていないところでは、各地の状況にしたがって「民主戦線」、「合同委員会」或いは「フランス人民戦線擁護委員会」等を組織すること。(3)「赤色労働組合」や「赤色農民組合」を解消して「援

助会」や「友好協会」を結成し、「共產主義青年団」を「インドシナ民主青年団」に代え、「赤色互助会」を解体して「人民互助会」を樹立することなど。^(二二)

ところが、インドシナ共産党の人民戦線政策は、トロツキストの強硬な反対をうけた。トロツキストによれば、共産党の政策はフランスの共産主義者のみならず、フランスと相互援助条約を結んだソ連政府をもよるこぼせるため、ヴェトナム人民を欺いている、というのであった。トロツキストは、日本の侵略の危険性を重視せず、ただ来たるべき戦争は双方の側において反動的であるとして、反日のための国防措置に関するいかなる提案にも反対した。この点、二つのトロツキスト・グループ（闘争派と十月派）の間に見解の相異はなかった。共産党と統一戦線を組んでいた闘争派の指導者タ・チュウ・チャウは、一九三七年六月一四日、統一戦線の会議において人民戦線非難の動議をおこなった。共産党がこれを拒否したことはいうまでもない。ここにおいて、共産党とトロツキストは完全に袂を分かった。^(二三)

共産党は一九三七年三月の中央委員会決議を実行に移して、精力的な運動を展開した。運動の手段として、合法的な新聞や書物が積極的に利用された。党の指導のもとにいろいろな大衆組織が各地に誕生した。都市にはスポーツ団体、読書会をはじめ労働者と小商工業者の親睦団体もつくられ、農村では米の収獲・運搬、屋根の改築、葬式等の各互助会や狩猟会などいろいろな大衆団体が結成された。それとともに党組織も拡大し、一九三七年三月から翌年三月までの間に党員数は六〇%方ふえた。^(二四) 共産党はかかる有利な情勢をさらに発展させるため、一九三八年三月の党中央委員会会議において、反帝人民戦線を「インドシナ民主統一戦線 (Front Démocratique Indochinois)」と改名することに決めた。その方が運動の実体を適確に表現していたからであろう。また、共産党の合法性獲得をめざして闘うことも決議された。

その民主統一戦線には、共産党をはじめ同党の指導によって組織された各種大衆団体のほかに、社会民主主義グループや改良的民族主義政党も参加した。社会民主主義組織は「北部インドシナ社会主義者連盟」(Fédération Socialiste du Nord Indochine)と「コーチシナ社会主義者連盟」(Fédération Socialiste du Sud Indochine)に分れ、いずれも一九三六年にフランス社会党の支部として結成された。前者はハノイ、ハイフォン、タンホア、ヴイン、ダナンなどトンキンやアンナンの九主要都市に支部をもち、総勢約五百人のメンバーを有した。彼らはフランス人とヴェトナム人から成り、大なり小なりマルクス主義の影響をうけていた。後者つまりコーチシナ社会主義者連盟は、カンボジア、コーチシナおよび南部アンナンにメンバーをもった^(二五)。他方、民主統一戦線に参加した改良的民族主義政党は、「民主党」(Parti Démocrate)であった。これは、一九三七年サイゴンの著名なヴェトナム人医師グエン・ヴァン・チン(Nguyen Van Thinh)の指導のもとに結成された。同党は先の立憲党と同じくコーチシナの土着ブルジョアジーや大地主の利益・意思を代弁し、フランスとの緊密な協力と「社会的分裂の不要」を強調する一方、ヴェトナム人の政治的自由・権利の拡大や土着官吏の増加・地位向上などの要求を掲げた。同党は合法的政治活動しか認めず、その限りにおいて民主統一戦線の一翼を担った^(二六)。

民主統一戦線は共産党によって指導されたが、その中でもとくに重要な役割を演じたのはファム・ヴァン・ドン(Pham Van Dong 現ヴェトナム民主共和国首相)とヴォ・グエン・ザップ(Vo Nguyen Giap 同国副首相兼国防相)の二人であった。前者は一九〇六年クアンガイ(Quang-ngai)で、朝廷官吏の家に生れた。彼はハノイとユエで学ぼうち政治に興味を抱くようになった。一九二五年警察に追われた彼は、ハノイから広東に亡命し、そこでホー・チ・ミンと会った。ファムは青年革命同志会に参加し、黄埔軍官学校にも学んだ。一九二六年革命同志会の宣伝・組織工作のためヴェトナムに帰った。しかし、数カ月の活動の後に逮捕され、コンドル島における重労働六年の刑に

処せられた。彼が二〇才のときである。一九三二年に釈放された後、フアムは警察の眼を盗めて出国し、ソ連へ渡ったらしい。彼が『インドシナの意志』(Volonté Indochinoise)の記者として、ふたたびハノイに姿をみせたのは一九三六年であった。そのとき彼はまだ三〇才であったが、すでにヴェトナム共産主義者の中で第一級の人物となっていた。他方、ヴォ・グエン・ザップはフアム・ヴァン・ドンより若く、一九二二年クアンビン(Quang-bín)の農家に生れた。一九二六年一四才にして新ヴェトナム革命党に入党し、精力的な活動の後、共産主義者となった。一九三〇年末多数の共産黨員とともに逮捕され、約二年間獄窓にあった。釈放された後、彼は共産党の再建に活躍した。ヴォは私塾の先生をするかたわら、ハノイ大学に学んだ。^(一七) 彼がチュオン・チンといっしょに著わした『農民問題』(一九三七年?)は、ヴェトナム農民に対する植民地主義者と封建主義者の非道な搾取ぶりをあばくとともに、ヴェトナム革命における農民の重要性を重視したもののいわれ、共産黨員の指導文献となった。^(一八)

ヴォ・グエン・ザップとフアム・ヴァン・ドンが国内において共産党や民主統一戦線を直接指揮したのに対し、ホー・チ・ミンは国外から彼らや党を指導した。彼は一九三一年六月六日香港でイギリス官憲に逮捕されたが、コミンテルンによる赤十字をとおしての釈放工作や英人弁護士ローズリー(Losely)の奔走などによって危く起訴を免れた。その後ホーは上海へ行き、一九三三年一月ソ連へ渡った。ソ連ではコミンテルンの「民族・植民地問題研究所」(Institute for the Study of National and Problems)や「レーニン学校」(Lenin School)に学んだ。一九三七年彼が中国にもどったとき、ここでは国共合作のもとに大規模な抗日戦争が展開されていた。中共は蒋介石軍にゲリラ戦術を教えるため華南へ軍事顧問団を送ったが、ホー・チ・ミンも党書記として同行し、後に中越国境へ移った。当時ヴェトナムにおいては、共産党の指導のもとに、反帝人民戦線運動つまり民主統一戦線による民主改革運動が盛んであった。ホーは中国から祖国の状況を注視しながら、リン(P.C.Lin)のペンネームで、インドシナ共産党

中央委員会にたえず指令を発するとともに、同党の機関紙『われらの声』（Notre Voix）や『労働』（Le Travail）に評論を送った。^{（二九）}

彼の当時の考え方は、コミンテルン第七回大会の人民戦線決議に依拠しながら、ヴェトナムの実情を考慮したもので、その要点は大体つぎのとおりであった。(1) 共産党は当面あまり高い要求（「民族独立」や「議会樹立」など）を掲げてはならない。そうすることは、日本ファシストの民におちいることである。党は民主的権利、つまり結社・集会・出版・言論の自由や政治犯の釈放に対する要求、党の合法性獲得のための闘争などを進めねばならない。(2) こうした目的を達成するため、党は広範な民族民主戦線を樹立するよう努力すべきである。この戦線にはヴェトナム勤労人民や進歩的仏人ばかりでなく、民族ブルジョアジーをも参加させる必要がある。^{（三〇）}

インドシナ民主統一戦線は、以上のような共産主義指導者と党組織の精力的活動、それに大衆の間に高まっていた親人民戦線ムードに支えられて、めざましい躍進を遂げた。その運動は一九三七年から三八年にかけて最高潮に達した。アンナンでは、一九三七年の「人民代表会議」の選挙で民主統一戦線が他派を圧して勝利し、正・副議長その他重要ポストを占めた。そして翌三八年九月一六日には、同代表会議にフランスが提出した人頭税法案を廃案にすることに成功した。トンキンにおいても、一九三八年の「人民代表会議」の選挙で民主統一戦線が一五議席を得た。さらに、「インドシナ経済財政会議」の選挙もきわめて制限されたものであったが、それにもかかわらず一九三八年の改選では民主統一戦線が大幅に進出した。こうした各選挙における同戦線の勝利は、同戦線や共産党の指導のもとに各地で繰りひろげられた人民大衆の集会やデモと結びついていた。その中でも特筆すべきものは、ハノイにおける一九三八年のメイ・デー大集会である。それには約五万の各階層の人々が参加し、民主的自由・生活改善の要求やフランス人民戦線支持のスローガンを高々と掲げて氣勢をあげた。それは植民地主義者の心肝を寒からしめずにはおかな

か^(二二)った。

しかしながら、民主統一戦線は、一九三九年四月三〇日に行なわれた「コーチシナ植民地会議」の選挙においてはトロツキー派に完敗した。同派のタ・チュウ・チャウ、チャン・ヴァン・チャ、ファム・ヴァン・フム (Pham Van Hum) ら三候補が「第二選挙グループ」の投票総数の八〇%を獲得して民主戦線派やその他諸派の候補を敗ったのである。^(二三) その要因として、トロツキストの力がサイゴンを中心にコーチシナにおいてもと強かったこと、彼らがフランス人民戦線政府によるインドシナの民主的改革の遅延やダラディエ (E. Daladier) 内閣によるドイツ政府とのミュンヘン協定締結をばげしく攻撃して、選挙民の共感を得たことなどがあげることができよう。実際、フランス人民戦線内閣はインドシナの人民が期待した程の民主改革を実行することはできなかったし、一九三八年四月のダラディエ内閣の成立は人民戦線内閣の終末と反動政治のはじまりを意味していた。またミュンヘン協定の締結 (同年八月) は、英・仏政府のファシズム・ドイツに対する妥協譲歩の結果であり、第二次大戦の切迫を告げる警鐘にほかならなかった。

(一) ロンテルン第七回大会の諸決議については、Jane Degras, *The Communist International 1919-1943: Documents*, Vol. III, London, 1965, pp.346-78.

(二) フランス人民戦線運動については、平田好成「フランス人民戦線運動論」(一)～(四) (「鹿児島大学文学部社会科学部報告」第八号―第十一号) が詳しく、興味深い。

(三) Chesneaux, op. cit., p.218.

(四) J. Lun, "The Popular Movement in Indochina after the Victory of the People's Front in France", *Communist International*, March-April, 1937, p.193.

(五) Vietnamese Workers' Party, *Thirty Years of Struggle of the Party*, op. cit., pp.50-51.

- (六) Ibid., pp.51-52.
- (七) Lun, op. cit., p. 191. I. Milton Sacks, Political Alignments of Vietnamese Nationalists, U.S.Department of State, Washington D.C., 1949, p.39.
- (八) Lun, op. cit., p.191.
- (九) Cité dans Chesneaux, op. cit., p.223.
- (一〇) Lun, op. cit., p.222.
- (一一) Lun, op. cit., pp.193-94.
- (一二) Vietnamese Worker' Party, op. cit., p.55.
- (一三) Trager, ed., op. cit., p.142. Chesneaux, op. cit., p.220
- (一四) Vietnamese workers' Party, op.cit., p.55.
- (一五) Trager, ed., op. cit., p.141.
- (一六) Devillers, op. cit., p.66.
- (一七) 以上二人の略歴については Devillers, op. cit., pp.70〜71参照。
- (一八) Vietnamese Workers' Party, op. cit., p.56.
- (一九) Vietnamese Workers' Party, President Ho Chi Minh, op. cit., pp.69-73.
- (二〇) Ho Chi Minh, Selected Works, Vol. II, Hanoi, 1961, pp.149-50.
- (二一) Vietnamese Workers' Party, op. cit., P.57 & p.59.
- (二二) Devillers, op.cit., p.69.

四 日本の「仏印進駐」

一九三九年九月ヨーロッパにおける第二次世界大戦の勃発にともない、ヴェトナム情勢にも大きな変化がおこった。戦争の当時者となったフランスは、共産党や植民地の革命勢力を戦争遂行上の障害とみなし、九月二六日共産党を非

合法化する一方、インドシナ人民に対しても弾圧政治を再開した。そのためインドシナ民主統一戦線による合法的民主改革運動も不可能となった。一九三六年八月いらい、共産党の指導と広範な社会的基礎のもとに進められてきたこの運動は、つぎのような意義をもち、ヴェトナム民族運動史上一つの重要な時期を画するものであった。すなわちその運動は、第一に、多くの大衆を民主的、民族的に目ざめさせ、第二に、本国政府や植民地政府をして、政治犯の釈放や労働関係条令の発布、進歩的出版物の発行許可、大衆集会の容認などをおこなわせる要因となり、第三には、後に「ヴェトミン戦線」(Viet Minh Front)の指導下で展開されるようになった救国運動に思想的、組織的基盤を提供したのである。しかしながら、民主改革運動期(一九三六年——一九三九年)に獲得された人民の諸権利は、弾圧政治の再開によって踏みにじられてしまった。一九三九年九月末から一〇月初めにかけて、共産党員やトロツキストの逮捕・投獄が大規模にはじめられた。それまでの闘争において、もっぱら公然活動に頼り、地下組織の備えを怠っていたトロツキストは、致命的打撃をうけた。共産党もかなりの損失をこうむったが、いち早く地下に潜り、活動の拠点を都市から農村に移して危く致命傷を免れた。^(二)

他方では、インドシナに対する日本の脅威も、日増しに募った。満州の侵略・支配にあきたらず、一九三七年七月華北に派兵して中国全土に対する侵略戦争の火蓋を切った日本は、華中から華南へと戦線を拡大し、一九三八年一〇月広東と武漢(漢口、武昌、漢陽)を占領したのにつづいて、翌三九年二月には海南島に進出した。この島は、トンキン湾をはさんでトンキンおよび北部アンナンと指呼の間にあった。しかも三月には、日本海軍は、南シナ海のスプラトリー(新南)群島を占領した。この両島の占領は、南方における日本の戦略的立場の強化と日本軍基地のインドシナ、マラヤ、フィリピン、インドネシアへの接近を意味していた。

このような内外情勢の変化に直面したインドシナ共産党は、一九三九年十一月、シアディン(Gia-dinh)省のホク

モン (Hoc-mon) において中央委員会第六回会議を開き、新しい政治路線・政策を決めた。すなわちその会議では、反帝・反封建闘争がいぜんとしてヴェトナム・ブルジョア民主革命における二つの基本問題であるとしながらも、当面、ファッシヨ的帝国主義による民族的危機の方がより大きいとして、従来の民主統一戦線の代りに、各社会階層の人民やインドシナの各民族を網羅した「インドシナ反帝民族統一戦線」(Front Unique des Peuples Indochinois Antimpérialistes) を樹立し、反ファッシヨ闘争を指導することを決議した。中央委員会によれば、「民族解放の観点から、ナシヨナル・インタレストが至高と考えられるので、すべての革命の問題は、土地問題でさえ、この目的に沿って解決されねばならぬ。インドシナ反帝民族統一戦線を支持している期間、ブルジョア民主革命は、民族的利益を裏切った地主の土地没収だけにとどめる必要がある。」というのであった。さらに、会議では、帝国主義戦争とファシスト支配が人民の憤激を招き、革命に起ちあがらせるようになるとの確信のもとに、「インドシナ民主共和国連合」(Union Republicaine Démocratique Indochinoise) の樹立のために闘うこと、^(二) 労働者・農民・兵士によるソヴィエト権力の樹立のスローガンを撤回することなどを決めた。こうして、一九三九年十一月の中央委員会第六回会議は、ヴェトナム革命運動・民族運動の転換点となった。

一九四〇年になると、日本の脅威はいちだんと強まった。日本政府は、中日戦争において電撃作戦によって一挙に中国を平定できると考えていたが、中国人民の頑強な抵抗にあって長期戦を余儀なくされ、戦争の活路を東南アジア侵略に求めるようになった。東南アジアにはゴム、米、錫、鉄鉱、石油、コブラ、砂糖など日本帝国主義にとって喉から手が出るような原料・食糧資源がたくさんあった。しかも、東南アジアを支配していた西欧帝国主義国のうち、アメリカをのぞいてイギリス、フランス、オランダはドイツとの戦争に忙殺され、日本の東南アジア侵略に対して効果的に抵抗できない立場におかれていた。一九四〇年春のドイツ軍の西部戦線における攻撃開始とともに、日本は、

ヨーロッパの事態の将来を予想し、東南アジアにおけるフランスとオランダの植民地攻略の準備をはじめた。そして一九四〇年六月フランスのドイツに対する降伏によって、日本の侵略計画にいつそう有利な情勢がつくりだされた。インドシナが日本の進攻の第一目標となった。日本の全般的計画のなかでインドシナの占める戦略的、経済的意義はきわめて大きかった。そこは、豊富な戦略資源（米、石炭、非鉄金属、ゴム）とそれをつみだすことのできる立派な港湾（ハイフォン・カムラン・サイゴン）に恵まれ、しかも東南アジア進出の跳躍台として恰好の位置にあった。^(三)

日本のインドシナ侵略の第一歩は、フランスの対独降伏二日後の一九四〇年六月一九日に印された。日本政府がインドシナ政庁に対し、「援蔣ルート」の閉鎖に関する要求を突きつけ、二四時間以内の回答を迫ったことが、すなわちそれである。日本側の要求によると、インドシナ当局は蔣介石政権への物資援助のために使われていた仏印・中国間の鉄道や道路を国境において閉鎖し、日本軍がその監視に当る、というのであった。インドシナ総督カトルー（Gerges Catrou）将軍は、日本の要求に反対の意向をもちながら、つぎのような事情から、翌二〇日それを承諾した。すなわち、中日戦争の勃発以来日本の脅威が高まるにつれ、仏印軍の兵力もしだいに増強され、一九四〇年六月までに約一〇万人となったが、彼らの装備は貧弱そのものであった。日本軍が広東に二〇〇機の新鋭飛行機を擁していたのに対し、インドシナにはわずか二五機しかなかった。軽装備の仏印軍は、戦車も大砲も持たなかった。日本軍の仏印軍に対する優位は明らかであった。軍需物資のストックも約一カ月分しかなかった。カトルー将軍は、このような軍事力のもとで日本軍と事を構えてその全面的侵入を許すよりも、日本の要求を或る程度いれながら時間を稼ぎ、英米からの援助によって早急に軍備の強化をはかろうと考えた。彼が不満ながら日本の要求を呑んだのもこうした理由からである。^(四)

しかし、カトルーの期待は外れた。英・米政府が、日本やドイツの対外侵略に対して「宥和政策」や「中立」的立

場をとりつづけ、カトルーの懸命の要請にもかかわらず、インドシナ援助にたちあがろうとしなかったからである。しかも、カトルーは本国の親ファッショ的ヴィシー政権から、「独断で日本に譲歩した」との非難をうけ、総督を罷免された。彼はその後ロンドンにゆき、ド・ゴール（de Gaulle）将軍の反独運動に加わった。インドシナでは、カトルーに代って一九四〇年七月二〇日ドクー（Jean Decoux）提督が総督に就任したが、彼もヴィシー政府とともに、日本の侵略に対して闘う決意はもたなかった。日本軍によってインドシナから追放されるのを避け、フランス資本の権益を守るためには、日本に対する妥協や譲歩もやむをえない、というのが彼らの根本的態度であった。このような事態が日本のインドシナ侵略にとって有利であったことはいうまでもないが、それに加うるに、日本はドイツ政府をとおしてヴィシー政府に圧力をかけることもできた。

日本政府は先の日仏協定にしたがって一九四〇年六月二九日、西原一策少将を团长とする国境監視団をハノイに派遣して監視をはじめる一方、以上のような有利な状況を利用して、インドシナ総督とヴィシー政府に対しいっそうの譲歩を迫った。日本政府は西原团长をして、インドシナ当局との間に対日協力の交渉を進めさせ、将があかないとみるや、八月一日ヴィシー政府に対し最後通牒を突きつけたのである。日本側の要求によれば、フランスは、日本軍の仏印領内通過、仏印領内飛行場の使用、日本軍のための武器弾薬その他物資輸送に必要な各種便宜の供与などを認めねばならなかった。これに対しフランスは、アメリカの援助を求めて対日交渉の延期を図った。しかし、中国における米権益の保護に腐心していた米政府は、仏印問題をあまり重視せず、ただ極東情勢の「現状維持」^{スケテス・クオ}を強調しただけで、インドシナ防衛に積極的援助を与えようとはしなかった。他方では、日本側の意を体した独仏休戦委員会（在ヴィスパーデン）が、仏政府に圧力を加えた。フランス政府は八月三〇日、日本に付与される特権の程度（細目協定）^{（五）}は現地交渉で決定されるという条件のもとで、日本の要求を受諾したのである。

あいつぐ譲歩は侵略者の野望をさらにかきたてた。日本は、現地細目協定の締結をしるフランス側に対し、政治・軍事的圧力を加えて九月二二日同協定を成立させた。それによると、(1)日本軍は広西からトンキン経由でハイフオンに進駐し、(2)そこに日本軍輸送基地を設け、(3)日本軍飛行機がシアラム (Gialam)・ラオカイ (Laokay)・プーランチュオン (Phulang-thuong) の三飛行場を使用し、(4)日本軍がトンキンに六、〇〇〇人まで駐留できる、というのであった。^(六)しかし、協定妥結まで鎮南関方面の中国領内に待期していた日本軍は、統帥権の混乱から、「平和進駐」開始の時限（九月二三日午前零時以降）を待たずに越境し、ランソン付近で仏印軍守備隊と衝突した。^(七)仏印軍は大損害をうけて撃退された。ドクー総督は、「日本軍と戦ってはならぬ、それはインドシナを根こそぎ取られてしまうことになる^(八)」との判断のもとに、九月二五日仏印軍に停戦を命じた。勝ち誇った日本軍は、九月二七日ハイフオンに向けて出発した。それは、日本軍の「仏印進駐」のはじまりであった。

- (一) Devillers, *Histoire du Viet-Nam de 1940 a 1952*, op. cit. p.72. Hammer, *The Struggle for Indochina*, op. cit., pp.92-93. Vietnamese Workers' Party, *Thirty Years of Struggle of the Party*, op. cit., pp.63-64
- (二) Trung Chinh, *March ahead under the Party's Banner*, Hanoi, 1963, p.16. Devillers, op. cit., p.19. Vietnamese Workers' Party, op. cit., p.65.
- (三) Cf. Levy, Roger, Buy Lacam and Andrew Roth, *French Interests and Policies in the Far East*, New York, 1941, p.146.
- (四) Levy, op. cit., pp.126-35. Devillers, op. cit., pp.75-76.
- (五) 日本国際政治学会編「太平洋戦争への道——開戦外交史」、朝日新聞社、昭和三八年、五一—五九ページ、一八六—二二六ページ参照。F. C. Jones, *Japan's New Order in East Asia : It's Rise and Fall 1937-1945*, London, 1954, pp.221-228.

(六) Devillers, op. cit., p.77.

(七) この経過については、日本国際政治学会編、前掲書、二一六—二二二ページに詳しい。

(八) Jean Decoux, *A la Barre de l'Indochine : Histoire de mon Gouvernement General* (1940-1945), Paris, 1949, p.117.

五 ヴェトナム戦線の結成

フランスの対独降伏と日本のインドシナ侵略は、インドシナ共産党をして、反帝民族統一戦線を基礎として武装蜂起の準備に踏みきらせた。同党中央委員会は、一九四〇年六月末、「インドシナのきわめて危険な内部情勢と外的脅威の切迫にかんがみ、共和政府の樹立をめざす武装蜂起の準備を進め、その政府を中国抗日戦線やソ同盟、世界革命に結集する」^(一)ことを決めたのである。その決定は、フランスの対独降伏にともなう植民地権力の弱体化と、日本のインドシナ侵略によって生ずる日・仏帝国主義の共同支配の可能性を前提としていた。共産党は人民大衆への活発な宣伝活動を進め、フランス帝国主義と日本ファシズムに反対してたちあがるよう呼びかけた。情宣文はヴェトナム、フランス、中国の三カ國語で書かれていた。それはヴェトナム人のみならず広く在仏印の進歩的仏人や華僑にも訴えるためであった。共産党の宣伝活動と指導のもとに、コーチシナのヴィンロン、チャヴィン、バクリュウ、ラクシアの各省で大衆デモがおこなわれた。これら集会は、弾圧反対、官憲権威の拒否、大地主の富の剝奪、日本侵略者への道を開くフランス帝国主義の打倒、インドシナの独立達成などの諸要求を掲げた。^(二)

この間、日本はフランスの妥協政策につけこんで侵略活動を拡大し、ついに九月二二日にはランソンの仏印軍に対し武力攻撃を加えるにいたった。仏印軍はバクソン (Bac-son) を経てデルタ地帯に退却した。ここにおいて、バク

ソンの共産党支部は、△仏・日帝國主義反対▽のスローガンのもとに、人民を指導してたちあがった。九月二七日のことである。彼らは仏印軍敗残兵の武器を奪って武装した。共産党北部ヴェトナム（トンキン）地方委員会はチャン・ダン・ニン（Tran Dang Ninh）を派遣して蜂起の指導に当らせた。決起に参加した人々は革命権力を樹立するため、ブルーラン（Vu-lan）で会合を開いた。しかし彼らの経験や警戒心の不足から、仏印軍のために大打撃を受けた。彼らはドンチュウ（Dong-trieu）のジャングル地帯に退き、そこでゲリラを組織した。これは共産党に指導された最初のヴェトナム・ゲリラであって、その後だいに成長して「ヴェトナム救国軍」（Viet-Nam National Salvation Army）へと発展する。ゲリラはランソンの日本軍兵営に対しても攻撃をかけた。カオバンやランソンの仏印軍兵士のなかには、脱走してゲリラに加わる者も出た。しかしながら、日本軍の援助を受けた仏印軍の猛攻撃にあつて、革命勢力は手痛に敗北を喫した。戦闘的な共産党員チャン・チュン・ラプ（Tran Trung Lap）をはじめ多くの人々が逮捕、処刑^(三)された。

他方、コーチシナでも、共産党の指導のもとに武装蜂起の準備が進められた。同党の南部ヴェトナム（コーチシナ）地方委員会は、一九四〇年九月四日、下部組織に対し、抗日と武装蜂起の準備に全刀をつくすよう指令した。それによると、日本の侵略的野望を粉碎するためつぎのようなことが必要とされた。――(1)大衆に反日スローガンを宣伝し、反動的仏印当局の対日降伏に反対すること。(2)蜂起の準備を含む地方委員会の指令を直ちに実施すること。

各組織は先頭に立って革命活動をおこない、すべての方法で大衆闘争を指揮すること。媒介組織は反帝民族統一戦線とすること。政治・イデオロギー教育をうけたもっとも精力的な人や、ゲリラ戦を含む軍事訓練をうけた勇敢な人（とくに退役兵士）から成る自衛委員会を組織すること。^(四)――

こうして共産党が武装蜂起の準備にのり出した失先、タイと仏印との間に領土紛争がおこった。タイのルアン・ピ

ブル・ソングラム (Luang Pibul Songram) 政府はかねてから、英・仏帝国主義によって奪われた自国領土の回復や、カンボジアとラオスを含めた「大タイ国」建設の野心を募らせていたが、第二次大戦の勃発にともなうフランスの対独降伏、日本の仏印侵略、タイに対する日本の後押しなどを好機として、一九四〇年九月一日、ヴィシー政府に対し、メコン河西岸の領土とカンボジアの三省 (Battambang, Siemrap, Sisophon) の回復を正式に要求した。仏政府がこれを拒否すると、タイ政府は九月二八日その要求に加えてさらにつきのような要求を突きつけた。すなわち、もしフランスが仏印に対する主権を失うときは、ラオスとカンボジアをタイに割譲すべきである、というのであった。ヴィシーはもちろんこれをはねつけた。タイ軍と仏印軍とは戦闘状態に入った。^(五) 当時、仏印軍の主力は日本の侵入に備えてトンキンに集中し、コーチシナの防衛力は手簿になっていた。共産党南部ヴェトナム地方委員会は、このような情勢のもとで武装蜂起をおこない、タイ・仏印紛争を革命戦争に転化させようとはかった。^(六) 同委員会はこの問題を共産党第七回中央委員会会議にかけするため、ファン・ダン・ルウ (Phan Dang Luu) をトンキンに派遣した。

第七回中央委員会会議は、一九四〇年一〇月、バクニン省のチュウソン (Tu-son) において開かれた。会議では、反帝民族統一戦線Ⅱ日・仏ファシストに反対する民族統一戦線であることが再確認され、地主層をもその戦線にまき込むため、第六回中央委員会会議で決められた△耕者その田を有す▽のスローガンを一時ひっこめることを決めた。また、人民を指導して民族独立のための武装蜂起の準備をなすべきことも決議された。さらにその会議では、バクソン蜂起に関するチャン・ダン・ニンの報告がおこなわれ、バクソンのゲリラを保持して同地方にゲリラ基地を樹立することとした。コーチシナにおける武装蜂起の件については、バクソン決起の失敗の経験に照し、また、コーチシナおよびヴェトナム全体に条件が熟していないので、直ちに蜂起すべきではないとの決定を下した。そして、コー

チシナ支部の緊急任務は、フランス帝国主義と日本ファシストに対する政治・経済闘争を進め、仏印・タイ紛争に対しては抗議闘争をおこなうべきである、としたのである。^(七)

しかし、ファン・ダン・ルウがコーチシナに帰りついたときには、すでに蜂起の実施命令が出され、急ピッチで準備が進められていた。^(八)事態はもはや一片の指令ではどうにもならなかった。革命運動の中心地はシアディン、サイゴン、ミト、カント、バクリユウ、ラクシアなどメコン・デルタの要地であった。コーチシナにおける共産党員と同調者の数は、あわせて約三、〇〇〇人と推定された。^(九)しかし、植民地権力に抗して蜂起を成功させるには、主体的にも客観的にも条件の成熟を待つ必要があった。警察はすでに共産党の計画を探知していた。このようなとき、暴動は、一九四〇年一月二三日夜を期して各地で勃発した。革命の主力は、仏印軍内のヴェトナム兵士と貧農であった。若干の地方では革命勢力が一時的に地方権力を奪い取った。ミトとカオラン (Cao-lanh) 地方の蜂起においては、五稜の金星のついた赤旗が掲げられたが、これは後にヴェトナム民主共和国の国旗となった。決起に対する植民地権力の弾圧は、一九三〇年のときのように苛烈をきわめた。ジョン平野では、軍隊が村落を包囲し、爆撃による村民の大量殺戮さえおこなわれた。多くの人々が官憲の拷問をうけ、約六、〇〇〇人が逮捕、投獄された。暴動は一五日間ではとんど鎮圧され、コーチシナの共産党組織も壊滅してしまった。^(一〇)その後、コーチシナにおける共産党の活動はしばらくの間沈滞した。しかし、人民蜂起が植民地当局を著しく不安におとし入れたことはたしかである。当局はこれを機会にますます日本との協調を深めた。

日本はヴィシー政府・仏印当局の妥協政策に乘じ、インドシナに対する干渉・支配を強めた。第一に、仏印・タイ紛争が仏側に対する日本の圧力と仏側の犠牲において解決された。日本政府は、東南アジア侵略計画にタイを協力させるため、タイの領土要求を支持して仏側をおさえ、一九四一年三月六日両者のあいだに和平条約を結ばせたのであ

る。それによって、インドシナの約七万平方キロメートルの領土と一〇〇万人の住民がタイにゆずりわたされた。第二に、この協定と同時に、日・タイ間、日・仏印間にそれぞれ議定書がとりかわされ、仏印とタイは、「直接あるいは間接に日本に反対する政治・経済的もしくは軍事的協力を規定する第三国とのいかなる協定にも加入しない」という義務をおうことになった。^(二)第三に、この議定書について、一九四一年五月六日、日・仏印経済協定が結ばれたが、それはインドシナにおける日本の経済上の支配的地位を強めるものであった。その協定によって、インドシナは事実上日本の「円ブロック」に包摂された。同協定はまた、インドシナの農・鉱・工業への進出の機会を日本人にあたえた。そして第四に、一九四一年七月二八日、日本はヴィシー政府をして「仏印防衛協定」を結ばしめ、翌二九日南部仏印への「平和進駐」を始めた。^(三)このことは、日本の占領が仏印全域に及び、インドシナが東南アジア諸国にむけられた日本の侵略のための作戦基地になったことを物語っていた。

日本占領軍は、表面的には、総督をはじめフランスの植民地支配機構を残し、背後からそれを操作する間接統治の方法をとった。政庁の協力を得られるかぎり、その方が安易であったからである。政庁やそれを支える仏資本は、「人民戦線よりヒトラーの方がましだ」という彼らの発言に示されたように、かねてから親ファシシヨ的志向性をもっていた。実際、彼らは自己の権力や利益を保持するためには、侵略的日本との協調も惜しまなかった。仏印政庁は日本とかなんかに協力し、行政機構や政治全体をファシシヨ化するための政策をみずから実行した。一九四〇年から四一年にかけて、すべての選挙制機関は廃止され、村や町の議会さえ植民地政庁によって任命されるようになった。民主主義分子に対する弾圧もはげしさを加えた。日本占領軍はこうして仏印植民地当局の協力を得る一方、民族主義グループのクオン・デ派や、カオダイ（Cao-dai）教、ホアハオ（Hoa-hao）教などの新興宗教団体を利用して、親日的世論や「大東亜共栄圏」思想の普及をはかった。クオン・デ派はコーチシナでは、大地主やブルジョア層の利益

を代弁していた旧立憲黨員の支持をうけた。^(二三)

他方、経済の分野においても、日本はインドシナからフランス資本を追放することはしなかった。むしろそれを存続させ、日本の戦争目的に利用しようとした。日本軍の「仏印進駐」後も、仏資本がいぜんとして経済の重要部門をにぎったのもそのためである。しかし全体的には、インドシナ経済はしだいに日本の戦争機構に奉仕するように切りかえられていった。日本はインドシナにおける石炭、ゴム、錫、ウォルフラムなど戦路物資の増産を要求するとともに、米作をへらして工業原料作物としての綿、麻、ラミー等の生産を強制した。そして反面では、多量の米を日本へ輸出させたばかりでなく、日本軍需用の醸造にかなりの米を消費したのである。そのため米が少くなり、米価の急騰をもたらした。織物その他消費物資の価格もあがった。日本はインドシナの物資不足を補うため、日本の工業施設をヴェトナムへ移して金属・織物など製造業の発展をはかったが、輸送手段の不足や魚雷攻撃などに阻まれてそれを實現できなかった。要するに、「日・仏共同支配の経済的特徴は、従来の植民地体制の欠陥や弱点を著しく強めたことにあった。価格の騰貴、関税その他税金の増加、インフレーション、食糧・織物等の欠乏——これらすべてが人民大衆に重くのしかかった。^(二四)」

しかし、このような慢性的経済危機も、インドシナ銀行を中心とした仏資本にはかえって有利に作用した。「フランス輸出業者連盟」(Fédération des Exportateurs Français)はヴィシー政府の委員会をモデルとして、植民地大資本グループによってつくられたものであったが、「日本特需」で巨額の利潤をあげつづけた。^(二五)フランスのインドシナへの資本投下も、日本の占領期間中にかえって増加し、年平均二億フランに達した。^(二六)しかし同時に、日本資本の浸透も強まっていった。とくに鉱業においてそうであった。インドシナの多くの大都市には、日本の商社や横浜正金銀行の支店が開設された。

インドシナ共産党は、こうした日・仏帝国主義の共同支配に抗して積極的な闘争をおし進めた。同党はまず、さきのバクソン、コーチシナおよび一九四一年一月のドルオン（Do-Luong）における蜂起の失敗からつぎのような教訓を学んだ。すなわち、(1)蜂起を成功させるためには条件の成熟を待たねばならない、(2)権力奪取のための武装闘争は、まず農村を固めてそれから都市への攻撃にむかう必要がある、(3)蜂起は敵軍内の愛国的兵士にだけ頼ってはならず、むしろ労農大衆を中心とした人民に主として依拠すべきである、というのがそれであった。^(二七)共産党はこの経験をふまえて、一九四一年五月一〇日から一九日まで、カオバン省の中国国境沿いのパクボ（Pac-bo）というところで中央委員会第八回会議を開いた。^(二八)その司会者はホー・チ・ミンであった。彼は一九三七年いらい中国にあって、そこから祖国の革命運動を導いてきたが、一九四一年二月、三〇年ぶりにヴェトナムに帰り、直接指導に当たった。彼はカオバン省を根拠地として、救国会の綱領・組織に関する幹部教育を施し、彼らを各村に派遣して情宣・組織活動をおこなわせた。^(二九)それは数カ月で大きな成果をあげ、多くの人々が救国会に加入した。共産党中央委員会第八回会議が開かれたのはこのようなときである。その会議には、ホー・チ・ミンをはじめホアン・ヴァン・チュウ（Hoang Van Thu）、チュオン・チン、ホアン・クオク・ヴィエト、ファム・ヴァン・ドン、ホアン・ヴァン・ホアン（Hoang Van Hoan）ら党最高幹部が出席した。

会議は大略以下のような決議をおこなった。^(三〇)

- (1) インドシナは仏・日ファシストによる二重抑圧のもとにおかれ、インドシナ人民と侵略的帝国主義者との矛盾が主要矛盾となった。このような状態のもとでは、党派的、階級的利益は民族問題に従属されねばならない。もし民族の独立と自由が回復されねば、民族全体が奴隷状態におかれ、しかも党派・階級利益も永久に失われてしまうであろう。
- (2) 各階層の人々や民族革命勢力を仏・日帝国主義反対の闘争に結集するため、「ヴェトナム独立同盟」（Viet Nam Doc

Lap Dong Minh Hoi 略して「ヴェトミン戦線」を組織する。

- (3) 民族解放のスローガンを高くかかげ、各大衆組織の主要目標を救国に置き、これら組織の名称を統一的に「救国会」と呼ぶ。
- (4) 土地問題については、地主階級内部の各階層を精密に規定し、一時的に地主の土地没収と耕作者への分配のスローガンを取り上げ、そして帝国主義者と売国奴の土地没収とその貧農への分配、等のスローガンをかかげる。
- (5) 各分野において武装蜂起の準備を進める。武装組織の指導を強化し、ゲリラ基地を建設する。

このような決定は、インドシナ共産党が全力をあげてファシスト侵略者と闘うよう決意したこととの表明にはかならなかった。そしてその決議の内容は、当時抗日闘争を進めていた中国共産党の政策綱領と軌を一にするものであった。

ヴェトナム独立同盟、つまりヴェトミン戦線は、一九四一年五月一九日正式に結成された。その戦線の中心任務は救国・民族解放であったので、そこに結集した大衆組織は各救国会——「労働者救国会」、「農民救国会」等々——に再編成された。また、民族ブルジョアジーや地主階級も戦線に加えるため、「ヴェトナム救国会」が結成された。ヴェトミン戦線の綱領は、さきの共産党中央委員会会議の決定を基礎としたもので、その要点は、つぎのとおりであった。すなわち、(1) 仏・日ファシストを打倒し、ヴェトナムの独立を達成する。(2) ファシズムや侵略と闘っている民主主義力と同盟を結ぶ。(3) ヴェトナム民主共和国を樹立する。^(二二)——

ヴェトミン戦線は、仏・日帝国主義の共同支配とそのもとで増大する人民の不満を背景に、果敢な闘争を展開した。そして、しだいに社会的基礎を拡げ、労農大衆はもちろん民族ブルジョアジーや地主層をも含めた一大民族統一戦線組織へと成長し、一九四五年八月革命・ヴェトナム民主共和国樹立の原動力となった。

- (一) Cité dans Devillers, *Histoire du Viet-Nam de 1940 à 1952*, op. cit., p.79.
- (二) Sacks, *Political Alignments of Vietnamese Nationalists*, op. cit., pp.42-42.
- (三) Chesnaux, *Contribution à l'Histoire de la Nation Vietnamienne*, op. cit., pp.224-25. Vietnamese Workers' Party, *Thirty Years of Struggle of the Party*, op. cit., p.66.
- (四) Sacks, op. cit., p.44. Devillers, op. cit., p.79
- (五) See Jones, *Japan's New Order in East Asia*, op. cit., pp. 231-38.
- (六) Vietnamese Workers' Party, op. cit., p.67.
- (七) Truong Chinh, *March ahead under the Party's Banner*, op. cit., p.17. Vietnamese Workers' Party, op. cit., pp.67-68.
- (八) Vietnamese Workers' Party, op. cit., p.68.
- (九) Sacks, op. cit., p.44.
- (一〇) Le Thanh Khoi, *Le viet-Nam : Histoire et Civilisation*, op. cit., pp.452-53. Chesnaux, op. cit., p. 25. Devillers, op. cit., p.80.
- (一一) 仏印・タイ条約、日・仏印議定書、日・タイ議定書については、例えばつぎを参照——Jones, op. cit., pp.237-38.
- (一二) 前掲、日本国際政治学会編「太平洋戦争への道——開戦外交史」、一三〇—四〇ページ、二六—二七ページ。
- (一三) クオレンデ派の親日活動については、Chesnaux, op. cit., p.228; Devillers, op. cit., p.78参照。カオダイ教の活動については、Sacks, op. cit., pp.14~16; Devillers, op. cit., p.69などに詳し。
- (一四) Chesnaux, op. cit., p.22
- (一五) Ibid.
- (一六) ソヴェト科学アカデミー編・江口朴郎他監訳「世界史」、現代、東京図書、一九六六年、二二—ページ。
- (一七) Vietnamese Workers' Party, op. cit., pp.69-70.
- (一八) この会議の場所、期日については、Ibid., p.70; Truong Chinh, p.17に従った。しかし、Devillers, Chesnaux, Sacksによれば、この会議は、カオバン省の北方一〇〇キロメートルのところにある中国広西省シンシ (Tsin-tsi) で開

催されたことになった。

(一九) Vietnamese Workers' Party, President Ho Chi Minh, op.cit., p.74.

(二〇) Vietnamese Workers' Party, Thirty Years of Struggle of the Party, op.cit., pp.70-71. Truong Chinh, op.cit., p.18.

(二一) Devillers, op.cit., pp.98-100.